

答申第32号

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例(平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。)に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書公開決定の取り消しを求めらる。

さらに、市議会事務局総務調査室長は、請求した公文書、復命書、規定様式の写しと明らかに異なる研修視察報告書様式写しを、なぜ公文書公開決定通知書として、恣意的に誤った情報の公開を行ったのかその趣旨を説明すること、口頭による出張命令の事後処理をしていると説明されながら、なぜ随行職員に係る出張命令簿に復命書有と記した虚偽記載の情報公開を行っているのかその本意を説明責任をすること、陋習的で無用かつ違法な議会委員会の行政視察への市議会事務局職員の随行旅行を廃止し、議会事務局職員による公金のムダ遣いを即刻廃絶すること、平成16年度から平成22年度に随行したし職員全員の経費総額3,281,940円を返還の措置を講ずること、但し平成16年5月18日及び5月11日から13日市議会議員20名の視察に随行した市職員の経費不明分を3,281,940円に加算すること、平成23年度に随行した職員の支出経費があれば、併せて返還措置を講ずること、返還措置の結果を市民に公表することを求めている

公文書公開請求日：平成23年10月16日(平成23年11月8日受付)

請求内容：平成16年度から平成22年度、議会各委員会の行政視察に議会事務局職員が随行したことを証する旅行命令簿に復命書有と記載されている、復命書(規定様式、白紙の状態)の写し。

実施機関の処分：平成23年11月22日付名議総第325号 公文書公開決定

3 異議申立て理由

公開のあった文書は請求した公文書を恣意的に全く異なる公文書にすり替えしたものであ

るため、取り消しを求めている。

さらに市が財政難の状況であっても、条例や規則、規定に違反して、市民の知り得ない裏と
いうべき処で市議会事務局職員による市民の血税のムダ遣いが罷り通っていることを鑑み、異
議申立をしている。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説
明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公
正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の
権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど
市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項
目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

平成16年度から平成22年度、議会各委員会の行政視察に議会事務局職員が随同行したこ
とを証する旅行命令簿に復命書有と記載されている。復命書(規定様式、白紙の状態)の写し
の公文書公開請求に対し、実施機関は研修視察報告書の様式を公開決定しており、異議申立
人は、これは異議申立人が要求したものではないとしているものの、当審査会では公開請求
の要求を満たしていると考えられる。

当審査会が実施機関に確認したところ、異議申立人の公開請求公文書に該当する文書は、
公開した公文書以外には存在しないとのことである。

以上のことから、実施機関が行った決定は、妥当である。

上記(1)基本的な考え方にあるように、当審査会は、公開非公開の可否を審査するもの
であり、議会事務局職員の議会委員会委員の視察旅行の随行等についての異議申立の趣旨に
あるその他の異議申立の是非を審査する権限を持たない。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

5 審査会の意見

本件において、実施機関は異議申立人による公開請求公文書に該当として、研修視察報告書の様式を公開した。しかし、実施機関に確認したところ、名張市職員服務規程第15条第2項にある復命書(様式第6号)を例とする様式が存在するとのことであるため、当該様式を資料提供することも検討されたい。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年12月13日	諮問書受理
平成23年12月21日	第50回名張市情報公開審査会 審査
平成24年 2月10日	第51回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成24年 2月24日	第52回名張市情報公開審査会 答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授
委 員	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士